

入会金および会費規程

(根拠)

第1条 本規程は、公益社団法人沖縄県情報産業協会定款第7条に規定する経費等について定めるものとする。

(入会金)

第2条 本協会への入会にあたり、入会金は徴収しない。

(会費)

第3条 本協会の正会員及び賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

(ア) 正会員

従業員数	15人未満	3万円
	15人以上 30人未満	6万円
	30人以上 70人未満	9万円
	70人以上	12万円

(イ) 賛助会員 6万円

(ウ) 特別会員 0円

2 正会員の会費（年額）計算の基礎となる従業者数は次による。

(1) 毎年4月1日現在、県内事業所に従事している常勤役員および常用雇用従業者数とする（他の事業所へ派遣している者を含む）。

ただし、長期欠勤者で1か月以上いかなる給料も受けていない者は、在籍者であっても含めない。

(2) 常用雇用従業者とは、期間を定めないで又は1か月を越える期間を定めて雇用している者をいう。

3 会費は、4月と10月に分割して納入するものとする。

(臨時会費)

第4条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(納入方法)

第5条 前条の会費は、指定された口座に振り込むものとする。

(途中入会)

第6条 年度の途中で入会した会員は、月割り計算により算出した会費を、定められた期日までに納入する。

(退会)

第7条 退会にあたり、既に納付した会費等一切の経費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

2 会費等に未納がある場合、退会までに精算するものとする。退会までに精算できなかった場合は、退会后速やかに支払うものとする。

(規程の改定等)

第8条 本規程の改定又は廃止は、理事会の議決を得て会長が行うものとする。

付 則

(ア) この規程は、平成12年5月25日から施行する。

(イ) 一部改定、平成27年5月14日

(ウ) 語彙の修正と規程第7条を追加し、平成27年5月15日から施行する。

ただし、既加入会員については平成27年6月1日から適用する。